

平成 1 9 年 第 5 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成19年第5回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成19年5月15日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職 務 代 理 者 小 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君  
委 員 ( 教 育 長 ) 仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長 森 田 雅 彦 君  
子 ど も 部 長 奥 山 勉 君  
生 涯 学 習 部 長 井 上 隆 志 君  
教 育 推 進 部 総 務 次 長 稲 野 公 一 君  
兼 次 長 ( 教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当 )  
兼 学 校 管 理 課 長  
教 育 推 進 部 次 長 若 狭 周 二 君  
( 学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当 )  
兼 学 校 教 育 課 長  
教 育 推 進 部 次 長 森 井 國 央 君  
( 教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当 )  
兼 教 職 員 課 長  
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 中 村 信 隆 君  
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長  
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長  
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長 黒 崎 敏 孝 君  
教 育 政 策 課 長 向 井 裕 彦 君  
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君  
教 育 セ ン タ ー 所 長 真 鍋 あ け み 君  
子 ど も 政 策 課 長 長 沢 均 君  
子 ど も 支 援 課 長 水 野 賢 治 君  
幼 児 育 成 課 長 千 葉 亜 紀 子 君  
子 ど も 部 専 任 参 事 津 田 善 寿 君  
( 幼 稚 園 担 当 )  
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事 小 川 衛 子 君  
生 涯 学 習 課 長 小 西 敏 広 君  
生 涯 学 習 課 参 事 河 原 弘 明 君  
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 黒 田 正 記 君  
( 生 涯 学 習 事 業 担 当 )  
中 央 図 書 館 長 大 浜 訓 子 君  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐 小 山 登 志 子 君  
教 育 政 策 課 森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 3 箕面市外国人英語指導助手の任用及び給与に関する規則廃止の件
- 日程第 4 箕面市外国人英語指導助手招致事業実施要綱廃止の件
- 日程第 5 箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 6 箕面市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市通園通学区域審議会委員任命の件
- 日程第 9 箕面市通園通学区域審議会諮問の件
- 日程第 10 箕面市社会教育委員委嘱の件
- 日程第 11 箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員委嘱の件
- 日程第 12 箕面市立図書館協議会委員任命の件
- 日程第 13 平成19年第4回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 14 教育長報告

(午後3時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成19年第5回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第18号「箕面市教育委

員会公印規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）： 本件は、廃止した公印の廃棄に係る規定を整備し、また、箕面市立瀬川保育所が民営化されたことに伴う関係規定の整備をするものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第18号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第3、議案第19号「箕面市外国人英語指導助手の任用及び給与に関する規則廃止の件」及び、日程第4、議案第20号「箕面市外国人英語指導助手招致事業実施要綱廃止の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認め、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育センター所長に求めます。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 本件は、箕面市外国人英語指導助手配置事業における国際協力都市より招致した外国人英語指導助手の配置事業が終了したことに伴い、本規則の廃止を提案するものです。また、議案第20号についても、議案第19号と同様に、箕面市外国人英語指導助手配置事業における国際協力都市より招致した外国人英語指導助手の配置事業が終了したことに伴い、本要綱の廃止を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見がありましたらお受けしますが。

委員（白石裕君）： この種の事業は大変意義のある事業だと思っています。国際化の時代に英語の必要性はますます重要になってきていますし、これまでも、かなりの実績があったと思うのですが、これは全く廃止してしまうのでしょうか。それとも別の形で存続するのでしょうか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 箕面市の計画により招致事業は終了しましたが、現在では、業者と派遣契約を結び、英語指導助手の

事業は行われています。

委員（白石裕君）： 給与等の支払いはどうなっているのですか。箕面市で支払っていたものを別のところが払うということでしょうか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 給与も含めて派遣契約をしています。

委員長（小川修一君）： 派遣契約によって、給与支払いもその契約に含んで、現場では、英語指導助手の活躍も継続しているのですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： はい。

委員長（小川修一君）： 派遣の先生とは、どんな方が配置されて、現場ではどのような指導になっているのですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 平成7年度からAETの配置事業について国際協力都市ハット市から採用し、平成10年までに全中学校までの配置を完了しました。その後、平成15年度から年次的に箕面市のアウトソーシング計画に基づき、民間業者による派遣とし、平成18年度でハット市からのAETの招致は終了したところです。平成17年度からは、国の指導もあり、委託契約から派遣契約に切り替えています。中学校においては、英語の教員とともにチーム・ティーチングを組み、そのために派遣契約としています。平成18年度も小学校に行き指導にあたっています。

委員長（小川修一君）： 各中学校に一人ずつですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： はい。

委員長（小川修一君）： 国籍はどこの方ですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： アメリカ、カナダで、昨年度は、ヨーロッパの国籍の方もありました。

委員長（小川修一君）： 小学校にも派遣しているとありましたが、小学校への派遣はどの程度なのですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 市立全小学校5・6年生に15時間ずつ、3・4年生に5時間ずつの配置をしています。

委員長（小川修一君）： この件に関して、他に質問などはありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第19号及び議案第20号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（ ” 異議なし ” の声あり ）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第5、議案第21号「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼稚園担当専任参事に求めます。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：本件は、幼稚園就園奨励費補助金の国の補助金額の改定に伴い、「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則」の補助区分の規定を整備するため、規則の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第21号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第6、議案第22号「箕面市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件」及び、日程第7、議案第23号「箕面市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼稚園担当専任参事に求めます。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：本件は、平成19年度における国の幼稚園就園奨励費補助金額等の改正に伴い、「箕面市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」及び、「箕面市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」の規定を整備するため、これら要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見がありましたらお受けしますが。

委員（白石裕君）：2点質問します。一つは小学校、中学校の場合の就学奨励との関連ですが、就学奨励は、マッチングの補助金ですよね。つまり、国からの補助金も出るが、市町村も負担する。結果、どう受けるかというのは、市町村の主体性ですね。その額も市町村によって変わってくると思うのですが。本市の場合、就学、就園奨励は、国との抱き合わせの補助金として理解していいのかどうか。その場合、いろいろ財政的な事情が絡んでくると思うのですが、財政状況にかかわらず補助しているということなのか。もうひとつ、就学奨励について、

関西地区は非常に多くなってきている。経済情勢が、今はいい様ですが、少し前までは、かなり受給率が高くて、学校教育を受けるのに大変な子どもたちがいると聞いています。公立の小中学校で、定かではありませんが、15%から16%で、一時は20%近くなっていると聞いています。箕面市の場合の就園奨励を受けている子どもたちの割合はどうなっているのか。私としては、どんどん出してあげてほしいと思いますが、財政状況との絡みもありますので、難しい問題もあらうと思います。その点どうですか。

子ども部長（奥山勉君）：まず、就園奨励費に関しては、基本的に国の制度に基づく形で箕面市は対応してきています。今回も国の制度改正を受け、また、補助額の改定もふまえて、国に準じて市も対応させていただきたい。併せて、市の保護者補助金は、この間いろいろ指摘は受けていますが、奨励費を補完する形で市独自で行っています。今回の国の就園奨励費に関しては、国に準じて行い、市独自で行っています補助金に関しては、連動はしていますが、そのあり方については、財政状況等もあります。一方では子育て支援ということで経済的支援の必要性もいわれています。そのこともふまえて、継続的に検討しているところです。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：小・中学校の就学援助と呼んでいます。三位一体改革で、従来ですと、国の一定の補助金が出ていましたが、今は一切廃止となり、「準要保護」という扱いで、生活保護基準の1.3倍で箕面市の場合は、就学援助の対象としていますが、市によって、若干違いがあります。その趣旨は、学校教育法第25条を受けて、就学困難な児童・生徒に必要な援助を与えるということで各市で何らかの就学援助の制度を持っていますが、従来は、その支出した内容に応じて、補助金がもらえていましたが、平成17年度から三位一体改革で補助金は廃止となりました。「要保護」、生活保護のご家庭で就学援助として扶助を支払いしている、いわゆる給食費の分だけは今までどおり就学援助として、生活保護所帯についても支払っていますので、その部分だけは補助金の対象になっており、「準要保護」で各市独自で援助している部分については、一切補助金の対象にはならない。それは三位一体改革によるもので、ただ、国が補助金をやめたということではなく、トータルで、税源移譲の形で、市町村には必要な財源は渡しているということですので、補助金がなくなったからといって就学援助はやめてはだめだという位置づけになっています。平成17年度決算ベースで、本市の割合は12.5%の方が就学援助の対象で、平成18年度は最終決算は確定していませんが、13%ほどとなっています。大阪府下になりますと、だいたい26%ぐらい

で全国的にも20数%といわれています。

子ども部長（奥山勉君）： 補足ですが、要綱改正案の中で、平成17年度までは就園奨励費、国の制度は幼稚園の在籍児童だけをカウントしていました。平成18年度から、少子化対策で小学校1年生までをカウントして、補助の対象にはなりません、「第一子」とし、幼稚園に下の子どもさんがいれば「第二子」とする。「第二子」の方が高くなります。「第三子」はまた高くなる。そのような経済的支援の手法として行われています。それが平成19年度は小学校2年生まで「第一子」としてカウントするという形です。補助の対象にはならないけれど、算定の基礎にはするという形です。

委員（白石裕君）： 就園奨励を受けている家庭の割合はどうでしょうか。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）： 平成18年度の決算見込みのベースですが、所得割合のランク別に、Aランクは、対象は5.8%、実数は78人。Bランクは1.2%、16人。C1ランクは、6.4%で、実数は86人。C2ランクは、41.7%で、558人となり、就園奨励費の対象となるのは、大体半数ほどとなります。

委員長（小川修一君）： 他に意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第22号及び議案第23号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（"異議なし"の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第8、議案第24号「箕面市通園通学区域審議会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）： 本件は、箕面市止々呂美地域において、大阪府が行っている土地区画整理事業による「森町」が整備されたことに伴う通園通学区域の設定や国の動向をふまえた通園通学区域についての制度について諮問し、答申をいただくため、箕面市通園通学区域審議会条例第4条第1項の規定により、委員を任命することを提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第24号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。



( “ 異議なし ” の声あり )

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第9、議案第25号「箕面市通園通学区域審議会諮問の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(向井裕彦君) : 本件は、先ほどの案件で提案しました、箕面市通園通学区域審議会に対し、箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の通園通学区域の設定や変更に関し、諮問するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問などはありませんか。

委員(坂口一美君) : 私は、平成15年度に開催された、通園通学区域審議会委員として、参加させていただいていました。諮問事項第2について、船場東地区と船場西地区は、昭和40年代の前半に船場の卸商団地として開発され、それぞれ活用されてきたのですが、平成のはじめごろからバブル経済の崩壊に関連して、会社の経営などが非常に難しくなって、やむなく土地活用として、パチンコ店ができたり、分譲マンションに転用するような動きが現れて、当時、船場東地区は萱野東小学校区でしたが、萱野小学校区に人口の推移で、子どもの数が増えた場合、通学の距離等を審議していきながらその区域を変更してはどうかという論議があったわけです。結果としては、諮問事項2にあるように、附帯意見をつけて答申されたのですが、その後、当該地域にどういった変化があるのか。マンションの建設等、大きな動きがあったのかということを含め、現在の状況を教えてください。

教育政策課長(向井裕彦君) : 平成15年に答申をいただいて以降、この4年間については、大きな動きはありません。ただ、前回の審議経過からして、附帯意見をご確認いただくという考えから、このたび審議会を開催するにあたり、諮問させていただくこととなったところです。

委員(坂口一美君) : 今回、諮問事項として3つあがっていますが、状況に大きな変化がなく、前回答申の附帯意見を確認するだけであれば、改めてここで諮問する必要はないのではないかと思います。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 我々、事務局としては、そのようにしたらどうかということで、考えて提案させていただいたのですが、坂口委員のご指摘をふまえ、諮問事項2については、削除させていただきます。前回の経過ということで、審議の中で説明し、見直すべきとの意見があったら、検討することで、諮問事項2は削除します。

委員（坂口一美君）： 前の議案の通園通学区域審議会委員の選出に関してもほぼ、止々呂美地区の小中一貫校の関係の方々であるかと感じているのです。それに関しては、先ほど承認はしましたが、提案理由にも止々呂美地区の小中一貫校を開校させるにあたり、箕面市の通園通学区域審議会の答申をふまえて審議を行うということになっていきますので、できれば、いずれ、諮問事項2についてはふれないといけないことではありますし、諮問事項3についても広く論議されていかないといけないと思うのですが、今の時点では、改めて答申する時期ではないと思います。

委員長（小川修一君）： 審議会の中で経過を説明されながら、このようなこともあることを認識していただき、この項は、諮問の対象としないとするのですね。

教育長（仲野公君）： 前回の審議会は、坂口委員も委員としてご参加いただきまして、今お話しいただいたような経過がありました。ただ、船場、特に東地区については、どんどんマンション建設が進んで、萱野東小学校区の通学の距離も含めて、検討してもらえないかと市民のご意見もあった中でいろいろご審議いただいたのですが、結果としては、もう少し、動向を見る必要があるのではないかとということで、校区の変更はしないままに、附帯意見を付されたという経過であります。今回は、止々呂美地区の開発に伴い、来年4月に小中一貫校の開講が予定されていますので、この校区を中心にご審議をいただこうと、今回、審議会の開催のお願いをしています。従いまして、船場東地区については、大きな動きもありませんので、もうしばらくこのまま、見させていただくと。ただし、審議会の開催時には、前回の審議会でのような附帯意見が付されており、今後はもう少し状況を見極めていきたいと、このような説明の中で審議会を開催していったらどうかと思いますので、坂口委員のご指摘はもっともだと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（小川修一君）： 他にこの件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第25号を採決します。本件の諮問事項2を削除し、可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案の諮問事項2を削除して、諮問事項1、3について諮問することとして可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第10、報告第22号「箕面市社

会教育委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長（小西敏広君）： 本件は、箕面市社会教育委員の委嘱を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： 新しく委員になられた方はどなたですか。

生涯学習課長（小西敏広君）： 前回に引き続き、選出されている方が、3名おられます。それ以外の方たちについては、新たに今回委嘱させていただくことになります。選出母体の団体については、同じ団体で、新たな方が選出されている方もおられます。

委員長（小川修一君）： 他にこの件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第22号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第11、報告第23号「箕面市公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習事業担当専任参事に求めます。

生涯学習事業担当専任参事（黒田正記君）： 本件は、箕面市公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員の委嘱を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第23号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告ど

おり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第12、報告第24号「箕面市図書館協議会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部中央図書館長に求めます。

中央図書館長（大浜訓子君）：本件は、箕面市図書館協議会委員の任命を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員（白石裕君）：社会教育委員から図書館協議会委員までいろいろ委嘱の件がありましたが、関連についてどうなっているのか。つまり、社会教育、生涯学習という大きな枠の中にあるのですが、委員の方がダブっている方もおられます。この構造をどう理解したらよいか。つまり、意志決定のプロセスが、棲み分けがされていて役割分担がはっきりしているのか、それとも、たとえば、社会教育委員がトップにいて、基本的なことを決めていくのか。組織的にどうなっているのか知りたいのですが。

生涯学習事業担当専任参事（黒田正記君）：公民館、図書館については、教育機関ということで館長の諮問機関としての審議会と図書館協議会となります。社会教育委員については、教育委員会教育長に対する社会教育のあり方についてご意見を申し上げます。このような形で整理がされているものと理解しています。社会教育委員のうち1名については、図書館協議会委員と兼務する形になっています。

委員（白石裕君）：社会教育委員の方は図書館や生涯学習センターや公民館の運営についても、提言はされるということですね。

生涯学習事業担当専任参事（黒田正記君）：教育機関という位置づけの中で図書館の運営やそれについてどのような運用していくのかなどを館長に対する諮問機関です。従って、社会教育委員は、教育委員会、社会教育全般に対する意見をいうこととなりますので、より大きな幅広い意見反映がされる。公民館、図書館の委員については、図書館の運営、公民館の運営ということとなりますので、少しより専門的な形での考え方を述べる機関となり、少し違うと思います。相互の連携については、以前ですと、社会教育のうち1名が、現在も図書館協議会委員の兼務をする。図書館協議会の中であった論議を社会教育委員会議の中で反映する形で、ルートが整理されています。公民館運営審議会については、実

際に利用者代表の意見をよりたくさん聞こうということで、施設は、公民館1つ、生涯学習センター2つありますので、それぞれの施設から選出されており、公民館運営審議会については、図書館協議会のような形にはなっていませんが、行政側の職員が社会教育委員会議や、公民館運営審議会に出ていますので、いずれも行政側を通じた意見反映や報告ができるものと考えています。

委員長（小川修一君）：他にこの件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第24号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第13、報告第25号「平成19年第4回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る4月10日に開催されました平成19年第4回箕面市教育委員会定例会会議録を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第25号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第14、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長（仲野公君）：（議案書77頁により報告）

まず、初めに、1学期がスタートして、1ヶ月あまりが経過しましたが、人事案件について、若干の変動があります。第一中学校教頭が4月半ばより休暇を取得されていましたが、4月末をもって退職されました。その後任に、教育センターの野村課長補佐を5月8日付けで教頭に発令したことを報告いたします。次に、先月、教育委員会会議で陳情についてご審議いただきました、「全国学力・学習状況調査」について、4月24日に実施協力し、保護者等の理解により、各学校ともスムーズに実施できたと報告を受けましたので、報告いたします。

平成19年度大阪府都市教育長協議会定例会総会・定例会について

4月26日にアウィーナ大阪にて開催され、諸議案は提案どおり承認されましたが、大阪府教育委員会山崎教育監より、本年度の主要事業として「特別支援教育、養護学級と障害児教育の充実」「耐震診断の早期実施」「いじめ・虐待に対する「こころの再生運動」の推進」を強調されると同時に、今国会で審議をされています、教育関係3法案について、今国会で可決される見通しですので、教育制度そのものが大きく変革する時期でもありますので、その動向を注視していただきたい。府としても情報収集に努め、正確・迅速にお知らせするとご報告があったところです。

近畿地区都市教育長協議会定期総会・研究会について

5月10日、11日の2日間、滋賀県東近江市で開催され、「新しい時代にふさわしい教育を進めるには、近畿はひとつ」の考えで、相互の連携を深めながら、推進しようという大会宣言で意思統一を図られたところです。基調講演として「人間の尊さについて」花園大学 西村恵信名誉教授のお話を伺いましたが、教授はアメリカでのキリスト教を初め、日本の仏教についても造詣が深く、文学博士としても幅広く活動されており、複雑多様化する社会にあっては、子育ては大変であるが、今も昔も子どもは同じである。社会環境が変化したことに大きな要因がある。「親の背をみて子は育つ」というように、子どもは教えた様にしないもので、見た様にする。息子は親の言う様にしないで、親に似るものである。このようなことから親がお手本になる様に、子育てにふさわしい環境を作ることが大切であるという内容ですとか、また、広い宇宙で生あるものは地球だけである。地球の中でも、人間は遅くに生を受けたものだが、命あるものはいずれ死が待っている。仏の道では生を受けるのは易いが、死すべき命のあるものはありがたいということを教えている。今の時代、幼稚園、小学校、中学校の時代の教育は大切でありますので、それを教える先生が、お手本となる様、自己研鑽に努めることが必要であると締めくくられたことをご報告させていただきます。

委員長（小川修一君）：この件に関しまして、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。各委員から何か教育行政に係ることで意見交換、質疑応答の時間とします。

委員長（小川修一君）：教育長報告にもありました、「全国学力・学習状況調査」について、意見交換等をしたいと思います。この調査は、全小学校の6年生、全中学校の3年生を対象に4月24日に実施されま

した。箕面市の参加状況等についてお聞きしたいのですが。

教育推進部次長（若狭周二君）： 小学校6年生、中学校3年生の子どもたちを対象に、本市においては、全小・中学校が本調査に協力・参加し、国語、算数・数学及び質問紙調査を行いました。当日の受験者数は小学校1040名。受験していない児童は、不登校の子どもたち、あるいは病気欠席等の子どもたちです。また、中学校3年生においては、受験者数は975名。受験していない生徒は、不登校の子どもたちや病気欠席の子どもたちです。いずれの学校からも適切にかつ、スムーズに調査は実施されたと報告をいただいています。

委員長（小川修一君）： この件に関して、委員の方々、それぞれのご意見や、質問等がありましたら、お願いします。

委員（白石裕君）： 個人情報の保護やプライバシー保護が大事な問題になってくるということで、本市では、名前を書かせずに、番号を書かせてその点を保護するということでしたが、その点、どの程度徹底されたのでしょうか。

教育推進部次長（若狭周二君）： 文部科学省から「本調査の個人情報の取扱いについて」の例外措置として、「氏名・個人番号対照方式」の提案があり、この方式により本調査に協力しました。いわゆる、氏名を記入する代わりに個人番号を記入・使用する方式です。この個人番号も学校ごとに、クラスごとに、アトランダムなものとしました。本調査を円滑に進めるため、再度、4月12日の校長会で本調査の目的・趣旨を説明、加えて、当日までのこと、当日のことについての具体的かつ詳細な手順についても、4月13日に担当者を集めて、説明しました。さらに18日の定例の教頭会の場においても、本調査の円滑実施について指導しました。

委員（坂口一美君）： 子どもたちへの質問紙の内容がプライバシーに関する質問等は削除をされていたかという点と、国語、算数・数学の学力調査があったということですが、これらの調査問題は、従来の学力調査の問題と、どのように変わっていたか、特徴があるのかについて教えてください。

教育推進部次長（若狭周二君）： 当日の質問紙調査では、事前調査において、プライバシーへの配慮が必要との指摘を受けて、一部の問題は削除し、実施されました。また、学力調査については、問題全体としては、基礎的な知識の確認、より実生活に則した場面などから知恵を絞り、解決する問題が出題されました。特に、「活用」をテーマとした問題については、実践的な問いに対しての対応力が必要とされ、「暗記型勉強」では通用しないように工夫されていました。各教科の特徴については、

国語では記述式の問題が多く出されており、「端的に文章をまとめる」ことや、「要点を人に伝える」など、表現力に重点をおいた問題が出されてきました。従来 of 文章読解の問題のみならず、「話す」「聞く」「書く」というコミュニケーションを重視した問題となっています。普段から効果的な学習や実践が行われているかが問われていました。算数・数学については、数学的な思考・考え方を日常生活に生かす観点から、単に、数式を書けば解ける文章題とは異なり、情報を整理していく過程が必要で、生活経験と数学的リテラシー（読み解く力）を組み合わせ、問題解決を図る能力をみるものがあり、自分の考えの表現や日常生活への活用など生きた学力を想定した出題でした。このように、今までの観点とは、変化しており、本調査は、有意義なものだと考えられます。

委員（白石裕君）： 前の定例会でもいいましたが、これは必要な学力調査だと思います。全国的にこのような統計は、日本の教育をよくするために必要なことだと思いますが、結果の公表、発表方法については、学校の序列化、競争の激化につながって、非常に教育的にもマイナスの面が出てくるのではないかと心配されるのです。新聞報道によりますと、文部科学省は9月を目途に、調査結果を都道府県、市町村、各学校に返却すると伝えられていますが、今の時点で、どのような内容が公表され、提供されるとなっているのか。事務局はそれについて、どのように考えているのですか。

教育推進部次長（若狭周二君）： 公表資料については、文部科学省ホームページへの掲載により公開されます。提供資料については、市町村教育委員会・学校に対し、調査結果を暗号化して格納したCD-ROMを送付されると聞いています。具体的には、文部科学省が公表する資料は、「参加状況・各教科別区分別の調査結果の概況」「各教科区分別の設問別調査結果・解答類型別調査結果」「児童生徒の質問紙の回答状況・学校の質問紙の回答状況」「各教科区分別の調査結果と質問紙調査の結果のクロス分析結果」です。また、本市に提供されます資料は、文部科学省が公表いたします資料の箕面市単位のものとなります。加えて、各学校の調査結果もあります。各学校の調査結果は、各教科区分別に「調査結果概況・設問別調査結果・解答類型別調査結果」「各児童生徒の各教科の調査・児童生徒質問紙への回答状況」が返却されます。学校においては、各児童生徒に、当該児童生徒にかかる調査結果を個人票として返却します。個人票で共通しているのは、各設問について全国の平均正答率。個別には、個人に応じた各設問についての正答状況が個人票に記入されると聞いています。文部科学省から、以上の調査結果を受け取った都道府県においては、具体的に市町村名を明かして公表をしてはいけな



いことになっており、私ども市町村も学校名を明示した結果公表はできないことになっていきます。学校が保護者の皆様に対し、結果を報告することは可能です。事務局としても、学校名を明らかにした公表は行わないなど、学校間の序列や過度な競争につながらないように十分に配慮するとともに、教育のあり方の検討資料及び、教育政策の見直しに生かすという本来の目的につながるよう努めたいと考えています。

委員（白石裕君）：かなり詳細な結果が、都道府県、市町村、各学校にそれぞれの範囲で知らされるということですが、事務局からの回答にあったように、学校単位で保護者の皆様に結果を報告することは可能だということですね。このことが、私が心配しています、序列化、競争のあおりにつながらないかということをお心配するわけです。やはり、A校とB校がこんなに違うぞということになってしまうのではないかと、という心配になってしまいますのですね。事務局として、このようなことに対してどのような対応を考えているのか。どのような指導をしていく考えなのかについて教えてください。

教育推進部次長（若狭周二君）：文部科学省からは、各学校の判断による自校の結果の公表については、市町村単位での公表の方法を各学校に指導していくことが可能と通知をいただいておりますので、事務局としては、学校が自校の結果を公表することについては、各校の判断に委ねられているものの、序列や過度の競争につながるような結果の公表は行わないよう指導していきたいと思っています。そのため、市町村単位での公表の方法を考えたいと思っています。同時に、校長会とも十分に相談し、対応していきたいという2点の考えを持っています。

委員長（小川修一君）：特に校長会との連携が、このような問題については、非常に大事なことではないかと。私たちもその点は、気をつけなければならないと思っています。

委員（坂口一美君）：本調査の大きな目的の一つですが、子どもたち一人ひとりの学力や学習状況を把握しながら、分析することよりも、いままでの教育の結果を検証して、今後の教育施策にどういった形で、改善して、生かしていくことが必要だと思っています。まさに、本調査のポイントだと、私は、強く思っているのですが、事務局として、箕面市や学校の全国的な状況との関係をふまつつ、今後どのような形で結果を活用されていく予定なのか、その辺を教えてください。

委員長（小川修一君）：このテストについての核心に触れたところだと思いますが、どうですか。

教育推進部次長（若狭周二君）：本調査は、競争を目的とするものではありません。すべての子どもたちの学力や学習状況を把握し、分析す

ることにより、教育及び教育政策の成果と課題を検証し、その改善を図ることが目的です。従って、市町村間、学校間の比較、序列化を行うものではありません。また、本調査は、単なる学力調査とは異なり、学力と生活習慣や学習環境との関係进行分析し、それらのデータをもとに、見直しにつなげていくものです。さらに、本調査は、学習指導要領に示す内容がどの程度子どもたち自身に身につけているかを把握するものであり、対象となりました学年、教科、出題範囲が限られていることから、調査結果は、あくまでも学力の一部です。本調査においては、各学校には、調査結果を分析・検証し、成果と課題を明確にするよう指導するとともに、本市においても、調査結果の分析等を進めてまいります。具体的には、教育委員会内に、教育センター、あるいは、人権教育課とも連携し、本調査の結果についての「（仮称）調査結果分析検討会」を設置して、本市の調査結果を分析します。成果の検証と課題の明確化をします。併せて、施策の立案などの検討を行います。教育センターの研修や、校長会、教頭会の場を活用し、本市の状況を市内の全教職員で共通理解を進めて行く予定です。また、分析の観点を定めて、長期的な視野に立って検討を進めて行くことが重要であるとも考えていますので、すぐに行うこと、長期的な視野に立って取り組むべきことを峻別して、この検討会で考えていきたいと思っています。とりわけ、現在、本市が進めています、小中一貫教育の中心的な課題であります、各教科カリキュラムや授業改善に生かせるようにすることが重要と認識しています。今回の「学力・学習状況調査」の調査結果の活用については、箕面市の子どもにとって実りあるものになるよう活用していきますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員長（小川修一君）： システム化する中で、「（仮称）調査結果分析検討会」を考えているとのことですが、これはやはり多角的に、あるいは、系統的にこのテストそのものを生かしたいという考えからだと思いますが、そのような趣旨も現場に是非伝える必要があると思ひますし、そのことによって効果が出てくるのではないかと思ひます。結局、このテストについては、大阪府教育委員会が小学校6年生、中学校3年生を対象に実施した過去がありますが、学力実態調査の分析については、「親のかかわり度合いが、学力に影響している」「親子のかかわり度合い自体は、小中とも前回の調査より低下している」そのようなことが伝えられています。大阪府教育委員会としては今後、どうすれば親子のかかわり度合いを高められるかについて調査研究を進めていくということ公表しているのですが、その大阪府教育委員会の調査結果や今回の文部科学省の調査結果を活かしながら、箕面市として、いわゆる「みの

おっこ」たちに、より豊かな心や確かな学力をしっかりと育てていくということが我々の課題ではないかと思えます。そのためにも、保護者の方への教育への関心度、あるいは、保護者ご自身の学びの場の構築も含めて、「みのおっこ」の未来のために、共に意見交換をしながら、汗を流し、努力していかなければならないと思っています。そのような点を、このテストの先行きというか、テストが終わればそれでおしまいというのではなく、その先々まで読んだかたちで教育委員会としても取り組んでいかなければならないと思っています。

教育推進部次長(若狭周二君) : まさに、本市の次代を担います、「みのおっこ」世代の育成は、明るい未来を切り開くための重要な課題と思っています。事務局としても、学校との家庭の連携、さらには、地域を含めた連携を今まで以上に深め、教育への親のかかわりを促す取り組みを一層推進・充実いたす所存ですので、よろしく願いいたします。

委員長(小川修一君) : この件は、時間をとればまだ、意見交換などが続くと思いますが、今日はこのあたりで、終わりとします。あと、事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案 8 件、報告 4 件はすべて議了しました。これをもちまして、平成 19 年第 5 回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

(午後 4 時 25 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕